

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から令和6年只見町議会3月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案の差し替え

○議長（大塚純一郎君） 町長より、発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、おはようございます。

本日から令和6年只見町議会3月会議、よろしくお願い申し上げます。

早速で恐縮ではありますが、議案の差し替えをお願いしたいというふうに存じます。

議案第17号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第6号）の差し替えをおねがいする
ものでございます。

内容を申し上げます。

本年、1月1日に発生した能登半島地震へのボランティア活動を支援するための補助金について。今回の補正予算に計上する予定でございましたが、送付した予算書に計上されていませんでした。

今回、当該予算の追加をお願いしたく、議案第17号の差し替えをお願いするものでございます。何卒ご了承お願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 今ほど町長より、議案第17号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第6号）について差し替えの申出がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認め、議案の差し替えのため、暫時、休議します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時09分

○議長（大塚純一郎君） 全員の方の差し替え、終了しましたでしょうか。

大丈夫ですか。

それでは、ただ今より、開議します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、山岸国夫君、3番、齋藤邦夫君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会期の決定

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

只見町議会の会期は、本日、3月5日から4月19日までの46日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から4月19日までの46日間に決定しました。

なお、3月会議は3月14日までを予定しております。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長の諸般の報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議長の諸般の報告を行います。

報告の内容は、配付しました報告書のとおりであります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎行政諸報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、町長から行政諸報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、行政諸報告を申し上げます。

1、只見線、只見・小出間のワンマン運転の実施について。

令和6年3月16日、土曜からのダイヤ改正により、只見線の只見・小出間において、ワンマン運転を実施することがJR東日本東北本部から報告がありました。

2、只見町のジャパンエコトラックへの登録と冊子の完成について。

日本各地の特色豊かな地域資源を活かし、交流人口増加による地域活性化と環境保全を目的とし、アウトドアスポーツ・エコツーリズム・環境問題など幅広い分野の有識者と学識経験者で構成された団体、ジャパンエコトラック推進協議会、代表理事 養老孟司 東京大学名誉教授によるジャパンエコトラックに福島県只見エリアが全国で37番目に登録されました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎施政方針及び教育行政方針

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、施政方針及び教育行政方針の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、令和6年度施政方針を申し上げます。

令和6年只見町議会3月会議が開催されるにあたりまして、令和6年度只見町一般会計及び各特別会計予算をはじめ、関連議案を提案いたしました。

ご審議いただくにあたり、私の所信の一端を申し上げますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は、国際的に見れば、一昨年から続く物価高や円安に加えて、中国の半導体素材の輸出規制による品薄や高騰等、国内消費者に厳しい年となりました。

国内では、5月から新型コロナウイルスが感染症法上の分類で、季節性インフルエンザと同等の5類へ移行され、人々の往来も活気を取り戻しました。

一方、只見町においては、一昨年10月に関係各位の絶大なるご支援のもと只見線が全線運転再開してから1年余りが経過しましたが、この間、全国から多くの皆様に只見線で訪れていただいておりますので、只見町の魅力を感じていただけるよう、持続的な取り組みをしていかなければならないと考えております。

来る令和6年度の町政執行にあたっての私の考えであります。只見町は人と自然の共生をまちづくりの根幹に掲げており、引き続き、未来の子供たちに託せる持続的なまちづくりを念頭に、具体的な施策を進めてまいります。

子育て対策においては、家庭保育の支援に積極的に取り組むとともに、多様化する教育・保育のニーズに対応するため、令和7年度の認定こども園の設置を目標に、保護者の皆様のご理解を深めながら、開設の準備に取り組んでまいります。

町民が安心して生活できる医療提供につきましては、引き続き医師の確保について県に要望してまいるとともに、他の医療機関や病院との連携充実を図るべく検討してまいります。

さらに、医療・保健・福祉・介護等の将来の方向性を検討していただくため、在り方検討会を設置し協議してまいりたいと考えております。

農業においては、只見地区と梁取地区のほ場整備工事が本格化してまいります。国庫予算の割り当てが流動的であり、全体工期が延びる懸念もあることから、農家のやる気が削がれないよう、国や県に予算の確保を働きかけてまいります。そして、稲作及び重点振興作物等が持続的に経営できるよう支援してまいります。

また、農作物等への鳥獣被害が多く発生していることから、人里への鳥獣の侵入を抑止す

るための緩衝帯整備への支援を行ってまいります。

ユネスコエコパークの三つ目の目標のうち、持続可能な環境・資源の利用と地域経済の発展の取り組みとして、薪エネルギーの活用を模索してまいりました。豊かな森林資源を活かした林業と地域振興の取り組みを実践するため、昨年は薪材を受け入れる薪ステーションの整備が完了し、薪製造供給の体制整備も進んでおりますので、町内施設へ薪ボイラーを整備し、人工林の整備と利活用に繋げてまいります。

観光面においては、JR只見線の全線運転再開に合わせ、只見線広場を整備しましたが、今後、開通が見込まれる国道289号八十里越道路からお越しになるお客様を含め、より多くのお客様をお迎えし、只見町の魅力を感じていただけるよう、只見線広場の拡充整備計画に着手してまいります。

只見町観光まちづくり協会の解散後、株式会社津ただみ振興公社に観光案内業務を引き継いでいただいておりますが、只見線を利用した旅行プランの提供など、より町内で消費していただけるよう、これまで以上に誘客面に力を入れていく必要がありますので、その体制整備等について協議を継続してまいります。

商工業においては、プレミアム商品券が効果的となるよう商工会と協議しながら発行し、地元商店の振興と町民の皆様の生活応援をしてまいります。

また、経営者や事業主の方々と積極的な意見交換を行い、それぞれの業種にあった将来を共に考えていくとともに、事業主の後継者不足を踏まえ、事業承継者への支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、主な取り組みを申し上げましたが、少子高齢化の進行、人口減少による地域の活力が低下する中においても、住民の安心・安全の確保とともに、未来に向けた地域の存続の為に持続的なまちづくりが必要だと認識しております。

町民の皆様、議員、そして関係各位のご理解とご協力をいただき、職員と一丸となって只見町の将来に向かって行動してまいります。

次に、令和6年度の行財政執行の考え方を申し上げます。

財政運営につきましては、町税の適正課税と納期限内収納が基本でありますので、まずこの徹底を図るとともに、滞納につきましても税の公平性確保のため督促に努めるとともに、法に則って執行してまいります。

地方の一般財源であります地方交付税につきましては、普通交付税の適正算定に努めると

ともに、特別交付税につきましても、特殊財政事情を積み上げ、その確保に努めてまいります。

国・県支出金についても、常に情報収集に努め、財源確保を図ってまいります。

町債につきましては、普通交付税算入の見込める優良債を基本に借入し、後年度の町財政に大きな負担を与えないよう、適正な起債管理に努めてまいります。

令和6年度一般会計予算の総額は59億6,000万円となり、前年度対比で2億円の増、率にして3.5パーセントの増となりました。各特別会計と合わせますと総額81億4,690万円となっております。

主要な施策の概要を町振興計画の体系に基づき申し上げます。

第1に、自然と共生するまちづくりであります。

ユネスコエコパーク関連では、自然環境基礎調査に継続して取り組むほか、只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画に基づく取り組みを着実に実施してまいります。

また、ユネスコエコパーク登録から10年を迎えることから、自然環境の保護だけでなく資源の利用と地域経済の発展を目指し、町民の皆様に発信する取り組みを実施してまいります。

雪と共存するまちづくりでは、除雪支援保険事業や克雪対策事業などの継続により住家の雪対策を推進するとともに、町道の除雪体制を確保するなど、雪に強いまちづくりに取り組んでまいります。

道路網の整備では、計画的な町道改良及び維持補修を実施し、安全な通行確保に努めてまいります。また、国道289号八十里越の全線開通後の経済、教育、医療など様々な変化を想定し、三条市、南会津町との3市町連携による、越後・南会津街道観光・地域づくり事業を継続してまいります。

特に、除雪については様々な課題が想定されますので、引き続き県や建設業協会等との話し合いに積極的に参画してまいります。

住宅施策につきましては、民間活力を活用した集合住宅の整備を行い、定住環境整備を推進してまいります。

さらに、空き家対策につきましても、空き家の解体や改修を推進するなど、空き家等対策計画に基づき着実に課題の解消に向けて取り組むほか、移住・定住相談窓口や移住体験お試し住宅の設置など、移住コーディネーターを中心に町外からの受入れ態勢を継続してまいり

ます。

第2に、文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくりであります。この後、教育長からご説明を申し上げます。

第3は、住民が主役のまちづくりであります。

集落機能の維持、運営の支援のための集落運営支援交付金を継続するとともに、集落活動の拠点となる集会施設へのエアコン設置や普請等に使用する機械の購入経費等に対し引き続き支援してまいります。

公共交通体系の確立につきましては、定期路線ワゴン自然首都・只見号、雪んこタクシー、スクールバス、福祉乗合いいきいきバスを継続して運行するとともに、只見駅を起点とした観光周遊バスの運行を行ってまいります。

第4は、住みやすいまちづくりであります。

安心して子どもを産み育てられるまちづくりとしては、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を引き続き開設するなど、妊娠から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の実施と併せ、出産・子育て応援給付金による経済支援を継続してまいります。

また、子育て支援の充実のため、全年齢での保育料無償化と家庭での保育を行う保護者への支援を図ってまいります。

放課後児童対策としては、小学生を持つすべての保護者が放課後及び夏休み期間に安心して子どもを預けられる体制を地域の方々のご協力をいただきながら継続して取り組んでまいります。

健康でいきいきと暮らせるまちづくりとしましては、基本健診の自己負担額を無料とし受診機会の確保に努めてまいります。

高齢者施策につきましては、安心・安全な生活環境の確保といつまでも健康で町づくりや集落づくりに参加をいただくことが重要と考えております。移動販売車での買い物支援事業、おたっしゃ教室やいきいきサロン事業の充実、シルバー人材センターの運営支援など、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進してまいります。

安心して暮らせるまちづくりでは、防災行政無線による安定かつ効果的な情報伝達手段の維持と、消防施設、消防機械の計画的な更新による消防団組織の強化を図るなど防災力の向上に取り組んでまいります。

診療所については、医療体制の維持を図るべく医師、看護スタッフの確保に努力してまい

ります。

第5は、働きがいのあるまちづくりであります。

農業では、受け継ぎ託す、プライド農業の実践として、米作、トマト・花キ栽培など町重点振興作物を中心とした、新規就農者対策、農業規模拡大等支援による高付加価値・高収益化への展開を進め、将来にわたる担い手の確保と育成に努めてまいります。

また、只見地区、梁取地区のほ場整備事業を推進するとともに、スマート農業の実践に向けた計画策定に取り組んでまいります。

鳥獣被害に対しては、引き続き農作物の被害が深刻化しており、捕獲隊の活動や地域との連携を強化し、鳥獣被害防止総合対策事業補助金等により、その対策に取り組んでまいります。

観光・商工面では、U・Iターン者の就労支援や誘致企業支援など、町内経済の活性化に努めるとともに、株式会社モンベルと締結した連携包括協定をもとに地域内コンテンツの魅力向上に取り組んでまいります。

また、国道289号八十里越開通を視野に入れ、只見線広場の拡充整備計画に着手し受け入れ態勢の整備を図ってまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げます。

少子化や人口減少など、厳しい社会状況を改めてしっかりと認識し、地域課題の解決に向けて全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位はじめ町民の皆様の特段のご理解とご協力を衷心からお願い申し上げます、施政方針をいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

〔教育長 渡部公三君 登壇〕

○教育長（渡部公三君） 令和6年度教育行政方針を申し上げます。

令和6年度の教育行政の基本的な考え方と主要な施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

教育は人づくりであり地域づくりでもあります。地域の未来を担う人材を育成し、先人とともに創り上げてきた只見町が将来にわたって持続・発展していくための重要な基盤となるものであります。

ふるさとを愛する心と思いやりを持ち、社会で自立し共生しながら、生きる力を養う教育を重視し、ふるさとに残りたい、帰りたいと思えるまちづくりを進めるため、学校教育の充

実と生涯学習の推進に努めてまいります。

以下、令和6年度の教育行政方針について、本町教育行政の目標である、文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくりの創造を実現するため、五つの柱に沿って申し上げます。

第1は、将来の只見を担う子どもたちの教育の充実であります。

変化の激しい社会において将来の予測が困難な中で、子どもたちの生きる力を育むため、集団教育を重視し切磋琢磨しながら主体的で対話的な学びの実現に向けた教育に取り組んでまいります。

小中学校ではユネスコスクールとして、持続可能な社会を築く担い手を育成するため、グローバルな視点を持ちながらも、地域の良さを学び、誇りに思う心を育てる教育や、地域の課題解決能力を備えた人材の育成に取り組んでまいります。

学力向上につきましては、保育所から只見高校まで連携した、只見町学力向上対策連携会議を活かして、全国学力・学習状況調査や、ふくしま学力調査の結果分析を踏まえながら、組織的な学習指導の工夫・改善を図り、基礎学力の定着を目指してまいります。

小学校につきましては、複式学級が続いており、複式補正のための講師や特別支援学級等に町雇用の支援員を配置するなど、個に応じた、よりきめ細かな学習指導の充実を努めてまいります。

また、児童数の減少が続く中、全学年を対象として、小学校が連携した合同学習やオンラインを適切に活用し、主体的・個別最適な授業を積極的に行い、集団を意識した教育活動により切磋琢磨し多様な意見を認め合いながら学習活動を行う小・小連携教育に取り組んでまいります。

デジタル化の進む中で、小中学校ではICTを活用した授業改善により学力の向上を進めるとともに、情報モラルを含めた適切な情報活用力の向上に取り組んでまいります。

只見高校振興対策では、只見高校の生徒確保と教育・地域振興のため山村教育留学生の確保に、交流都市の柏市や近隣の魚沼市、三条市、そして受け入れ実績のある関東圏など広く、これまで以上に只見高校と連携しながら募集活動に取り組んでまいります。また、受け入れ環境整備の一環として、奥会津学習センターの運営体制の強化と冬期間の空調設備の改修等を進めてまいります。公営塾、心志塾においては、只見高校と連携をより密にし、教育の充実に努めてまいります。

また、只見高校生が地域の担い手として活躍できるよう、高校、地域、行政が一体となっ

て育成と支援に取り組み、地域振興の役割を果たせるよう進めてまいります。

第2は、家庭教育力の向上であります。

家庭教育につきましては、生涯学習の一環として、家庭教育に関する学習の機会や、情報の提供等を社会教育事業で実施し、子を持つ親が安心して子育てに取り組めるよう支援してまいります。

保育・教育におきましては、認定こども園を令和7年度に設置することを進めてまいります。認定こども園では、3歳以上の児童の集団教育により、学ぶ意欲や人格形成の基盤をつくりながら、円滑に義務教育につなげるとともに、親の就労条件に関わらず、誰もが保育・教育を受けられる子育て支援を推進したいと考えております。なお、保護者の皆様からは座談会やアンケートを通じて、就学前の集団教育から、小学校では三つになることへの不安の声が寄せられておりますので、今年度から小学校1年生全員を集めた合同学習を始めておりますが、令和6年度からは全学年を対象として、より集団を意識した教育活動を進めてまいります。

また、認定こども園と小学校の連携や、今後の小学校における集団教育について、令和6年度に小学校の在り方検討懇談会を開催し、より良い教育環境を検討してまいります。

さらに、家庭教育と学習教育を連携させて、子どもの自立と社会性の育成を目指し、放課後や夏休みにおいて、安全で安心して過ごせる場所を提供する、放課後子どもクラブを継続して実施してまいります。

第3は、魅力ある生涯学習の推進であります。

生涯学習は、日常の生活課題や地域の課題などを解決するために必要な技術や学びを身につける重要な役割を果たしています。町民が学びを通じて活躍し、地域づくりに貢献できるよう、中央公民館を中心に各地区公民館と連携しながら、各種講演会を開催するなど、生涯学習と社会教育を行ってまいります。

第4は、地域文化の振興であります。

文化や芸術に触れることは、深い感動や喜びを通じて人間性を育み、活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たします。このため、地域の文化芸術の鑑賞の機会として、11月3日、文化の日に文化祭を開催するとともに、文化月間等を設定し、文化に触れて体感する機会を増やしてまいります。

モノとくらしのミュージアムでは、公民館の生涯学習活動と連携を図りながら展示の充実

を図ってまいります。また、民具収蔵展示室に文化庁の補助事業を活用して空調設備を設置し、重要文化財の適正な保存と管理、来館者の利便性の向上を図ってまいります。

歴史の道、八十里越につきましては、保護と活用を目的とした、八十里越総合計画を新潟県三条市、魚沼市と連携して策定し、国重要文化財指定を進めてまいります。

第5は、生涯スポーツ・レクリエーションの推進であります。

町民一人一人が健康で充実した毎日を送るためには、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要です。

町民体育館に令和5年度整備した運動器具等をきっかけに、町民が運動やスポーツに親しみ、運動習慣を身につけることによって、基礎体力の向上を図りスポーツを通じた町民の健康づくりを推進してまいります。

スポーツと地域振興に向けた取り組みについては、スポーツ推進員及びスポーツ協会と連携、協力により、健康維持・体力増進を目的とした生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいります。

以上、令和6年度の教育行政の執行にあたって、基本的な考え方と主要な施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政方針といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案一括上程

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案一括上程を行います。

議案第4号から議案第32号までを一括上程いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎提案理由の説明

○議長（大塚純一郎君） 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） ただ今、令和6年只見町議会3月会議に提出いたしました議案につきまして一括上程をされましたので、審議に先立ち各議案の提案理由をご説明いたします。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今後の只見町の医療・介護・福祉の在り方を検討するための委員報酬の追加をお願いするものであります。

議案第5号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、地域包括支援センター業務の委託に伴い、地域包括支援センター特別会計の廃止をお願いするものであります。

議案第6号 只見町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定については、令和6年度から令和8年度までの計画について議会基本条例に基づき議決をお願いするものでございます。

議案第7号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第9期介護保険事業計画及び制度改正に基づく所要の改正をお願いするものでございます。

議案第8号 只見町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の4議案につきましては、3年に一度の介護報酬の改定と併せて行われた関係省令の改正に伴う所要の改正をお願いするものであります。

議案第12号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、福島県道路占用料徴収条例の一部改正に合わせて町におきましても同様の改正をお願いするものです。

議案第13号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第14号只見町賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅法に定める補助金の耐用年数を経過した町営住宅を賃貸住宅条例に定める住宅に切り替える改正をお願いするものであります。

議案第15号 只見町簡易水道事業及び農業集落排水事業の設置に関する条例につきまし

ては、簡易水道事業及び農業集落排水事業を公営企業法の一部適用とするため、条例の制定をお願いするものであります。

議案第16号 只見町辺地総合整備計画の変更についてであります。塩沢辺地の総合整備計画の変更をお願いするものであります。

議案第17号から議案第23号までにつきましては、令和5年度一般会計並びに各特別会計の補正予算であります。

議案第17号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第6号）につきましては、9,515万1,000円の減額補正となりました。

また、繰越明許費の設定と継続費及び地方債の補正をお願いしております。

歳入では、農地利用集積対策事業補助金307万1,000円、一般寄付金1,216万1,000円の増額、地域振興基金繰入金8,500万円、地方債1,280万円の減額をお願いしております。

歳出では、各種事業等の執行に伴う不用残の整理による減額補正をお願いしております。

増額補正の主な内容は、総務費で新年度に向けたパソコン購入費147万9,000円、地域振興基金積立金1,000万円、民生費で介護老人保健施設の運営費繰出金1,300万円、農林水産業費で機構集積協力金307万2,000円の増額をお願いしております。

議案第18号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、不用額等の減額及び特定健診等負担金返還金の増額補正をお願いしております。

議案第19号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入では診療報酬の年度末までの見込による減額補正を、歳出では不用額等の減額補正をお願いしております。

議案第20号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入では確定見込みによる国県負担金の増額及び基金繰入金の増額補正を、歳出では、年度末までのサービス提供等の見込による増額補正をお願いしております。

議案第21号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入では、介護報酬等の減額及び一般会計繰入金の増額補正、歳出では不用額等の減額補正をお願いしております。

議案第22号 令和5年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業等進捗状況による不用額の整理を行い、企業会計移行に伴う基金繰入金の増額補正をお

願いしております。

議案第23号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、事業等進捗状況による不用額の整理を行い、企業会計移行に伴う基金繰入金の増額補正をお願いしております。

また、施設整備費において繰越明許費をお願いしております。

続いて、議案第24号 令和6年度只見町一般会計予算の概要を申し上げます。

歳入歳出の予算総額は59億6,000万円となり、令和5年度当初予算対比で2億円の増額、率にして3.5パーセントの増となりました。

歳入につきましては、固定資産税の税率は引き続き1.6パーセントをお願いしており、町税全体では固定資産税の減収を見込み1,241万5,000円減額となっております。

地方譲与税及び地方交付金は、前年度の実績を踏まえ全体で703万9,000円の減額を見込んでおります。

地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税は昨年度と同額を想定しておりますが、震災復興特別交付税の対象事業費の減額が見込まれることから、全体では前年度比110万円減の26億8,070万円を見込んでおります。

国庫支出金は、定められた負担割合に基づく各種負担金の他、デジタル田園都市国家構想交付金、社会資本整備総合交付金、福島再生加速化交付金等を見込んでおり、県支出金についても、各種負担金の他、電源立地地域対策交付金、歳時記の郷・奥会津活性化事業補助金、園芸生産拠点育成支援事業補助金、地域創生総合支援事業補助金、地域学校協働活動補助事業費補助金等を見込んでおります。

町債は、過疎対策事業債2億4,210万円、辺地対策事業債1億800万円、緊急防災・減災事業費1億2,700万円など、合計で5億1,140万円を見込んでおり、令和5年度当初予算から1億8,600万円の減額となっております。

次に、歳出予算について主なものを申し上げます。

議会費につきましては、令和5年度当初対比1.5パーセントの増であります。

総務費につきましては、令和5年度当初対比1.3パーセントの減であります。

一般管理費では、南会津町からの職員派遣負担金と人材確保と定住促進のためのU・Iターン有資格者等人材確保推進給付金を引き続きお願いしております。

企画費では、第8次振興計画の策定に係る経費をお願いしております。

移住交流費では、地域活性化企業人交流プログラム、移住定住促進、空き家利活用対策などの事業予算と併せ柏市とのふるさと交流に関する予算を継続してお願いしております。

ユネスコエコパーク推進費では、自然環境基礎調査費等の学術調査研究・人材育成等に係る予算をお願いしております。

情報システム管理費では、総合行政システムの運営、情報セキュリティ強化に係る予算を計上しております。

新年度から、これまでの振興センター費を公民館費として統合し、地域づくり、地域福祉、地域防災、社会教育を实践する事業予算及び施設管理に係る予算を計上しております。

徴税費では、新たに税システムの改修に係る予算を、戸籍住民基本台帳費では、戸籍総合システム及び住基システムの改修に係る予算を、選挙費では、町長選挙の執行に係る予算をお願いしております。

民生費につきましては、令和5年度当初対比5.3パーセントの増であります。

主に、介護老人保健施設特別会計への操出金、認定こども園の開設準備に係る予算の増額によるものでございます。

社会福祉総務費では、医療・介護・福祉の在り方を検討する委員報酬及び福祉車両購入費を新たにお願いしております。

老人福祉費では、敬老事業や高齢者生活福祉センター運営に係る予算をお願いしております。

障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付費、重度障がい者支援事業費等の予算をはじめ、地域活動支援センターの運営経費を、介護保険費では、あさくさホームの運営支援及び介護保険事業特別会計への操出金の予算をお願いしております。

児童福祉費では、子ども・子育て事業計画策定に係る予算及び保育所の運営及び認定こども園の開設準備に係る予算をお願いしております。

衛生費につきましては、令和5年度当初対比1.7パーセントの増であります。

保健衛生総務費では、子ども医療費公費負担金、国民健康保険施設特別会計、簡易水道事業会計への操出金をお願いしております。

予防費では、各種予防接種のほか、妊産婦・乳幼児健診、自殺予防対策等の事業予算をお願いしております。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことに伴い、予防接種費用も個人負担となることから、インフルエンザ予防接種と同様の支援をしま

ります。

環境衛生費では、南会津地方環境衛生組合負担金、浄化槽の設置や管理に関する助成事業に係る予算及び新たに集落水道の水質検査費用に対し助成する予算を計上しております。

保健事業費では、各種検診等に係る予算及び健康管理システムの改修に係る予算をお願いしております。

労働費につきましては、令和5年度当初対比0.9パーセントの増であります。

これは、就職フェアinあいづ負担金の増額によるものであります。

農林水産業費につきましては、令和5年度当初対比11.0パーセントの増となり、主な要因は、補砂整備事業に伴うライスセンターの調査設計費、情報通信環境整備計画策定費、トマトハウスの移設に対する補助金のほか、交流促進センターの維持管理に係る予算の増によるものであります。

農業振興費では、ほ場整備事業に伴う施設整備等に係る予算のほか、中山間地域直接支払事業、夢ある農業応援事業、畑地有効活用支援事業、新規就農者確保事業に係る予算をお願いしております。

山村振興費では、森林の分校ふざわの運営及び施設維持に関する予算を、交流施設費では、交流促進センター季の郷湯ら里の運営及び施設維持に関する予算をお願いしております。

農地費では、県営圃場整備事業負担金、多面的機能支払交付金、農業施設整備事業集落補助金、優良農地確保支援事業補助金、農業集落排水事業会計操出金のほか、大倉堰機能保全計画策定に係る予算をお願いしております。

林業総務費では、有害鳥獣の捕獲及び農地、農作物の鳥獣被害防止対策に係る予算をお願いしております。また、新たに鳥獣被害を抑制するための緩衝帯整備に対する支援を行ってまいります。

林業振興費では森林環境譲与税及び森林環境交付金を活用した森林整備のほか、森林病害虫防除事業、地元産材活用支援事業に係る予算を、薪エネルギー推進費では森林調査、薪ステーションの運営、森林育成促進事業に係る予算を、林道費では、林道の維持管理に係る予算をお願いしております。

水産業費では、ただみ養魚場の指定管理料、溪流魚放流事業補助金に係る予算をお願いしております。

商工費につきましては、令和5年度当初対比32.6パーセントの増であります。

増額の主な要因は、只見駅前複合施設設計費、各種観光施設の維持管理費、只見スキー場圧雪車購入費の増によるものであります。

商工振興費では、誘致企業等除雪費やプレミアム商品券発行事業、ふるさと納税に係る予算を、観光費では、自然首都・只見号運行事業、モンベルとの包括協定推進事業、ウォーキング等交流体験事業に係る経費のほか、雪まつり実行委員会や水の郷うまいもんまつり実行委員会、教育旅行推進事業など各団体への補助金、三条市と南会津町との三市町連携による八十里越利活用事業に係る予算を継続してお願いしております。

観光施設費では、総合案内業務に係る予算、各種観光施設の指定管理費、施設維持補修に係る予算のほか、只見駅前複合施設設計に係る予算をお願いしております。

土木費につきましては、令和5年度当初対比9.9パーセントの減となっており、主な要因は除雪車購入費の減によるものであります。

道路維持費では、道路除雪に関する経費、町道の維持補修に関する予算のほか、スノーステーション整備工事費をお願いしております。

道路新設改良費では、2月会議で議決いただいた債務負担行為による黒谷・一の坪線他4路線の防護柵工事に要する予算をお願いしております。

橋梁維持費では、橋梁の定期点検委託、布沢水無橋の補修工事、荒島橋の補修設計業務委託、塩ノ岐辰目沢橋の長寿命化修繕工事を、河川費では、小林地内の流路工等の測量設計費をお願いしております。

住宅管理費では、民間家賃住宅借上料、公営住宅改修工事、克雪対策事業に係る予算を、住宅整備費では、建物提案型公営住宅買取事業に係る予算を、集会施設整備費では、寄岩集会施設の改修工事に係る予算をお願いしております。

消防費につきましては、令和5年度当初対比1.0パーセントの減であります。

非常備消防総務費では、小型動力ポンプ及び消防車両の整備、Jアラート設備改修、県総合情報通信ネットワークシステム更新に係る予算、常備消防費では、通常の広域市町村圏組合消防費負担金に加え、消防署只見出張所の外構工事及び伊南出張所の建設工事に係る負担金の予算をお願いしております。

教育費につきましては、令和5年度当初対比2.0パーセントの増であります。

増額の主な内容は、奥会津学習センターの暖房設備改修工事の増によるものであります。

教育総務費では、ユネスコスクールの推進、只見高校振興対策、スクールバスの運行費、

奥会津学習センター及び公営塾の運営に係る予算のほか、教員住宅の改修工事に係る予算をお願いしております。

小学校費及び中学校費では、学校管理備品の整備、学校施設の維持補修、特別支援教育、未来の自分設計奨励金に係る予算のほか、只見中学校駐車場の舗装改修工事費をお願いしております。

社会教育総務費では、放課後こどもクラブに関する経費を、文化財保護費では、旧長谷部家の管理費などの経費を、ただみ・モノとくらしのミュージアム費ではミュージアムの運営に係る予算及び空調設備設置に係る予算をお願いしております。

体育施設費では、各体育施設管理に係る予算を、給食センター費では、学校給食費補助金の予算をお願いしております。

災害復旧費につきましては、令和5年度と同額となっております。

公債費につきましては、令和5年度当初対比1.4パーセントの増であります。

詳細は、末尾にあります地方債に関する庁舎をご覧くださいと思います。

続きまして、議案第25号から第32号までの各特別会計につきまして、その概要を申し上げます。

議案第25号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、令和5年度当初対比300万円の減額となりました。減額の主なものは、保険事業費納付金の減額であります。なお、来る6月会議におきまして、改めて税率協議をお願いいたします。

議案第26号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計予算につきましては、令和5年度当初対比2,700万円の増額となりました。歳入では、診療収入は255万円の減額を見込んでおります。歳出では、検査情報管理システムなどの備品整備費3,135万円をお願いしております。

議案第27号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、令和5年度当初対比800万円の増額となりました。

この会計は、徴収した保険料等を広域連合納付金として負担する内容でございます。

議案第28号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計予算につきましては、令和5年度当初対比1,700万円の増額となりました。

歳入では、保険給付費に対する国県等の負担金及び一般会計からの繰入金を見込み、歳出では、新たな介護事業計画に基づく保険給付費の増額を見込んだ予算をお願いしております。

議案第29号 令和6年度只見町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、令和5年度当初対比1,000万円の増額となりました。

歳入において、サービス給付費及び一般会計繰入金の増額を見込み、歳出においては、施設運営管理委託費、大型浴槽購入費等の予算をお願いしております。

議案第30号 令和6年度只見町朝日財産区特別会計予算につきましては、令和5年度当初対比50万円の減額であります。

議案第31号 令和6年度只見町簡易水道事業会計予算につきましては、新たに公営企業法に基づく事業会計予算として計上するものであります。

主な内容は、給水施設の維持管理に係る経費のほか、国庫補助事業による統合簡易水道事業の予算を計上しております。

資本的支出では、只見地区統合簡易水道事業の測量決計委託料及び配水管布設替工事費、県補償による水道施設移設工事費等の予算をお願いしております。

議案第32号 令和6年度只見町農業集落排水事業会計予算につきましても、公営企業法に基づく事業会計予算であり、浄化施設の維持管理に係る経費のほか、浄化施設の監視システムの更新に係る予算をお願いしております。

以上、一括上程されました議案の概要をご説明申し上げましたので、慎重にご審議のうえ、ご議決くださるようお願いいたします。

議員各位はじめ町民の皆様とともに力を合わせて課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎各委員会所管事務調査報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、各委員会所管事務調査報告について、各委員会の調査結果報告を求めます。

最初に、総務常任委員会、山岸国夫委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

2番、山岸国夫君。

〔総務常任委員長 山岸国夫君 登壇〕

○総務常任委員長（山岸国夫君） 総務常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告します。

1、所管事務調査項目。（1）人口減少対策に関する調査。（2）教育の振興に関する調査。（3）新たな自主財源確保に関する調査。（4）医療・福祉に関する調査。（5）事務の適正管理と職員の健康管理に関する調査。

2、調査の経過及び結果について。（1）調査事項、所管事務に関する調査。（2）調査方法、事務調査、現地調査。（3）調査日は記載のとおりであります。（4）出席委員も委員全員の出席であります。

3、調査結果。（1）朝日診療所の医療体制は、医師・看護師不足の状況下で、夜間の救急患者の受入れ制限や入院患者の制限等、町民への医療提供が低下したまま推移している。これまでの経過と4月からの診療体制改善に向けた医師・看護師確保について重点的に調査してきた。

また、歯科診療では、昨年4月から歯科医師を除く職員体制が4名から3名に減員したことによる診療状況・労働環境を調査し、人員増を提案した。

（2）只見デイサービスセンターあさひヶ丘の休止について、議会への提案・協議なしに町当局が執行したことは、議会制民主主義の根幹をないがしろにするものである。本事業は社会福祉法人南会津会への委託事業で、利用休止の要因は介護職員不足にあるが、利用者・家族にとっては介護サービスの低下となり、改善が求められる。

（3）認定こども園設立に関しては、保育所施設、保育士の人数、小学校の在り方等も併せて調査を継続する。

以上であります。

また、裏面に、12月18日に現地調査を行いました。その主な特徴点については記載してありますのでご覧いただければと思います。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

続いて、経済常任委員会、中野大徳委員長の報告を求めます。

5番、中野大徳君。

委員長は登壇願います。

〔経済常任委員長 中野大徳君 登壇〕

○経済常任委員長（中野大徳君） 経済常任委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

記。1、所管事務調査事項。(1) 地域経済・生活環境の振興及び対応に関する調査。(2) 第三セクターによる新会社設立運営に関する調査。(3) JR只見線、国道289号線の開通に伴う観光振興に関する調査。(4) 観光施設、交流施設の設置目的の検証と利活用に関する調査。(5) 薪エネルギー事業による森林資源の活用と地域振興に関する調査。

2、調査の経過及び結果。(1) 調査事項、所管事務に関する調査。(2) 調査方法、事務調査。調査日・出席委員は記載のとおりでございます。

3、調査結果及び意見。昨年11月議会報告会において布沢地区からの要望箇所の現地調査を行いました。また、全員協議会において、会津ただみ振興公社の社名変更の説明をされ、新年度予算において只見駅前複合施設設計委託料が提案された。新年度から内容等、具体的に示されていく予定の中で予算特別委員会において丁寧な説明を求めるとともに、観光客は勿論であるが、町民の利便性も含めた目標である国道289号八十里越の全線開通を見据えた観光施設整備を求める。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、広報広聴常任委員会、小沼信孝委員長の報告を求めます。

6番、小沼信孝君。

委員長は登壇願います。

〔広報広聴常任委員長 小沼信孝君 登壇〕

○広報広聴常任委員長（小沼信孝君） 広報広聴常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

記。1、調査事項。（1）議会広報広聴の充実に関する調査。（2）議会報告会並びに一般会議に関する調査。（3）議会だよりの編集・発行に関する調査。（4）議会の開かれた情報発信の調査研究。（5）議会のICT化に向けた調査研究。

2、調査の経過及び結果。（1）調査事項、議会報告会並びに一般会議に関する調査。議会だよりの編集及び発行に関する調査。議会の開かれた情報発信の調査研究。（2）調査方法、事務調査。（3）調査日、（4）出席委員は記載のとおりでございます。

3、具体的な取り組み内容。（1）調査等経過。12月15日、議会だより174号の編集内容について検討協議。1月11日、議会だより174号の最終校正。議会の開かれた情報発信の調査研究。1月18日、一般会議。布沢地区となっております。1月26日、議会だより174号発行。2月29日、議会の日程、一般質問の内容周知のためのチラシ作成。3月1日、議会の日程、一般質問の内容周知のためのチラシ発行。（2）議会だよりの編集及び発行に関する調査。委員会では、読みやすくわかりやすい紙面づくり、定例月議会後のタイムリーな議会だより発行に努めていく。（3）議会広報広聴の充実に関する調査。議会としてのわかりやすい広報は勿論だが、委員会としてはできるだけ多くの町民の声を聴く広聴活動にも力を入れて取り組んでいく。（4）議会の開かれた情報発信の調査研究。議会のICT化に向けた調査を継続して調査していく。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ただ今の委員長報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、議会運営委員会、齋藤邦夫委員長の報告を求めます。

3番、齋藤邦夫君。

委員長は登壇願います。

〔議会運営委員長 齋藤邦夫君 登壇〕

○議会運営委員長（齋藤邦夫君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告書を申し上げ

ます。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告します。

記。1、所管事務調査事項。(1) 議会の運営に関する調査。(2) 議会の会議規則、委員会条例に関する調査。(3) 議会の改革推進に関する調査。(4) 議会機能並びに運営充実を図るための施設整備に関する調査。(5) 議長の諮問事項に関する調査。

2、調査の経過及び結果。(1) 調査事項。議会の運営に関する調査。議会の会議規則、委員会条例等に関する調査。議会の改革推進に関する調査。議長の諮問に関する調査。(2) 調査の方法、事務調査。(3) 調査日、(4) 出席委員については記載のとおりでございます。

(5) 調査結果。12月13日、(1) 令和5年只見町議会12月会議に係る追加議案等について。(2) 議長の諮問に関する調査。議会運営委員会視察研修を踏まえ、議会機能の強化及び活性化並びに開かれた議会運営について協議をする。(3) その他。1月10日、(1) 議会報告会の対応について協議した。(2) 議会の改革推進に関する調査。議会運営委員会の機能強化及び正副議長選出過程に一定のルールを定め、透明化を図るため手順・方法を調査した。(3) その他。2月2日。(1) 所管事務調査について。(2) 議会基本条例及び委員会条例に関する調査。町民の信託に応え、開かれた議会を目指して議会基本条例の一部を改正する条例(案)及び委員会条例の一部を改正する条例(案)のとりまとめを行った。(3) その他。2月19日。(1) 令和6年只見町議会2月会議の開催について。(2) 請願・陳情について。(3) 全員協議会の開催について。議会改革に関する条例改定(案)について、全員協議会で協議することとした。同日、全員協議会で協議し、3月会議に提案することの了承を得る。(4) 町内小学校卒業式・入学式の対応について。(5) その他。2月29日。(1) 3月会議に提出された議案及び議事日程について協議を行うとともに会議日程を3月5日から14日までの10日間に決定した。(2) その他、3月会議に係る議案等について次のとおり協議した。①只見町議会3月会議の審議日程について。②請願・陳情について。③諸般の報告について。④各委員会所管事務調査報告について。⑤各一部事務組合議会報告について。⑥一般質問の通告内容について。⑦全員協議会の開催について。⑧議員提出議案書について。⑨各委員会所管事務調査事項の通知について。⑩予算特別委員会審査要綱等について。⑪その他。

以上でございます。

○議長(大塚純一郎君) 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎各一部事務組合議会報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、各一部事務組合議会報告について。

各一部事務組合議会へ選出されている議員からの報告を求めます。

最初に、南会津地方広域市町村圏組合議会、矢沢明伸議員の報告を求めます。

4番、矢沢明伸君。

矢沢議員は登壇願います。

〔4番 矢沢明伸君 登壇〕

○4番（矢沢明伸君） それでは、南会津地方広域市町村圏組合議会報告を行います。

まず、1番目としまして、南会津地方広域市町村圏組合全員協議会。これは令和5年の1月20日に臨時会を行われておりますが、その前段に行われております。場所は南会津地方広域市町村圏組合消防本部、消防署庁舎会議室であります。出席者は大塚純一郎組合議員、私、矢沢明伸組合議員の2名であります。

内容につきましては、議案審議の前に全員協議会が開催され、令和5年2月に示された消防出張所・分遣所整備基本計画の改訂、現在までの進捗状況について説明、協議されました。整備基本計画については、只見出張所の指令システム移設工事及び外構工事を令和5年度・6年度の継続工事に、旧庁舎の解体工事を令和6年度計画を7年度に移行、伊南出張所は建設工事と指定システム工事を6年度・7年度の2ヶ年の継続工事とし、旧庁舎は新庁舎へ移転後解体することとなりました。只見・伊南出張所の整備工事円滑化と事業費の平準化を図る計画とされました。2ヶ所の出張所の工事費等の概算事業費も労務単価、人件費、資材の高騰により増額となり、なお、只見出張所は建設工事も順調に進んでおりまして、指令システム移設工事を令和5年度からの継続工事で行い、指定システム移設完了後、新庁舎での業務開始となる予定であります。

次に、2番目としまして、令和5年第4回南会津地方広域市町村圏組合臨時会。日付は記

載のとおりであります。内容につきましては、議案第21号から議案第22号まで一括上程され、異議なく議決されました。

議案第21号につきましては、南会津地方広域市町村圏組合火災要望条例の一部を改正する条例でありまして、対象の火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、変電設備、急速充電設備、蓄電設備、火を使用する設備等の設置の届出、厨房設備の離隔距離の改正を行うものであります。

次のページになりますが、議案第22号 令和5年度南会津地方広域市町村圏組合一般加計補正予算（第2号）であります。只見出張所の建設事業外構工事、第2期工事がありますが、それから指令システム等移設工事、同工事の監理費について継続費補正で5年度・6年度の継続工事とされました。

補正予算としましては、そのほか介護認定審査会の実施方法をオンライン判定に移行したことにより審査会委員の報酬の減、通信運搬費が増額されました。

続きまして、3番目ではありますが、令和6年第1回南会津地方広域市町村圏組合臨時会。令和6年1月15日に開催をしております。場所、出席者は記載のとおりであります。内容につきましては、議案第1号から議案第2号について一括条例され、異議なく議決されております。

議案第1号ですが、南会津地方広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告、勧告に基づき職員の給料表、期末・勤勉手当支給率について所要の改正を行うものであります。

議案第2号につきましては、令和5年度南会津地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）であります。職員の給与に関する条例の改正に伴い人件費の補正を行うものであります。

次に、4番目ではありますが、南会津地方広域市町村圏組合全員協議会。これは令和6年2月28日に定例会が行われておりますが、その前段に開催をされております。場所、出席者については記載のとおりであります。内容であります。議案審議の前に全員協議会が開催され、南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合について説明がありました。令和7年4月を目途に、南地方環境衛生組合を編入統合し、事務事業の効率化と経費面での削減を図り、共同処理事務はこれまでと同様、継続して行うもの。この件については各町村の3月会議において説明が行われる予定です。

5番目としましては、令和6年度第1回南会津地方広域市町村圏組合の定例会であります。日時、場所、出席者については記載のとおりであります。

内容につきまして、まずはじめに（1）としまして、一般質問として、7番、湯田芳博組合議員より、南会津地方の常備消防が緊急事態にも機動力を発揮できる活動体制の基盤として、財政調整基金の積立に関する申し合せ内容を見直す考えはないか。二つ目としまして、消防出張所・分遣所庁舎整備基本計画の改訂の要因として、工事の円滑化と事業費の平準化としているが、当初、計画期間内で完了できない理由は何か、についての2点の質問がされました。

議案第2号から議案第6号が一括上程され、異議なく議決されております。

（2）議案第3号であります。南会津地方広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例で、人事院勧告に伴う会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給する条例の一部改正であります。

続きまして、議案第4号は、南会津地方広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う所要の改正であります。

4番目、議案第5号であります。令和5年度南会津地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）であります。只見出張所建設工事第2期、外構工事第2期、指令システム移設工事及び工事管理費についての令和5年度から令和6年度の継続費の補正。歳入では消防費の負担金の減額補正、工事費の請け差等であります。歳出では各科目の整理予算で新消防庁舎建設費では委託料、工事請負費等で2,308万9,000円の減額となり、只見町の消防費負担金は737万4,000円の減額となっております。

5番目としまして、議案第6号であります。令和6年度南会津地方広域市町村圏組合一般会計予算。歳入歳出予算総額13億9,966万1,000円が提案され、前年対比1,534万円の減額となりました。構成町村の負担金は議会・総務費が1,499万7,000円増となり、総合計比較では711万6,000円の減。只見町の負担金は3億5,027万5,000円で、昨年対比443万9,000円の増となりました。

歳出において主なものは、只見出張所の建設事業の指令システム移設工事、外構工事を含む総額約2,131万円。伊南出張所の建設工事、ほかに只見出張所の高規格救急自動車の更新が予定されております。只見出張所の建設事業は外構工事及び指令システム移設工事を令和5年度・6年度の継続費で対応してございまして、今年6月に竣工開始となる予定でおり

ます。

6番目・7番目としまして、南会津地方広域市町村圏組合の例月監査、定期監査を11月24日と翌年2月16日に行っております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 報告は終わりました。

ただ今の報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 3ページの一般質問の内容について伺います。

こちらの議員より一般質問された内容の、財政調整基金の積み立てに関する申し合せの内容。こちらはどのような視点で指摘をされたのかという質問の内容を聞きたいというところが1点と、あともう一つは、こちらは内容としましては、このような質問をされたというふうに2点記載があるんですけども、どのような回答があったのかというところ、この2点をお答えいただけるでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 一般質問のやりとりの、回答ということによろしいですか。

それではあの、1番目の、湯田議員からの質問に対しましての、財政調整基金の積立に関する見直しする考えがないかということだったんですが、広域市町村圏組合については各町村の負担金が財源の（聴き取り不能）なっております。財政調整基金については、1,000万円を目安とするような内容になっておりまして、緊急時に対応するものについては予備費で対応をしていきたいというふうな管理者からの答えで、ただ、令和7年4月に環境衛生組合が統合になりますので、それ以降については改めて検討をしていかなければならないというような考えでありまして、湯田議員のほうからも今後、統合を含めて十分検討をされたいというふうな内容の話がありました。

それから2点目の、消防署出張所・分遣所の調査整備基本計画の当初計画聞かないで介入できないということの内容なんですけど、これについては先ほどの全員協議会の話もありましたが、いわゆる（聴き取り不能）工事、資材調達、それから各（聴き取り不能）がありまして、なかなか工事期間が（聴き取り不能）、各町村の負担金が一時的に増額になるという懸念があるということで、工事期間の円滑化を図るために、先ほどの（聴き取り不能）の補正という形での、いわゆる工事の円滑化を図りながら、各町村の負担金を平準化させていく、工

事の円滑化を図っていることが大きな狙いである。それで、もう一つは、資材調達にかかるものもそうなのですが、指令室が老朽化しておりまして、それについての工事の、やはりいろんな機器の調達にも時間かかるということで、そういう部分で工事の見直しをしたということでもあります。それで、そういうやりとりの中で、湯田議員のほうから、各分遣所、出張所の統合がないのかという話もありますが、管理者のほうからは、出張所・分遣所統合の考えはない。地域のやはり安全・安心を守る生活のために必要であるので、その部分は考えてない。湯田議員のほうからも、一番は地域の安全・安心のために職員の働く環境も整えながら、十分検討いただきたい。管理者のほうから最後になりますが、地域の安全・安心のため、当然のことと考えて十分な対応をしていきたいというふうな話がありました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

ご苦労様でした。

続いて、南会津地方広域市町村圏組合議会、鈴木好行議員の報告を求めます。

10番、鈴木好行君。

鈴木議員は登壇願います。

〔10番 鈴木好行君 登壇〕

○10番（鈴木好行君） それでは、南会津地方環境衛生組合の議会報告を行います。

最初に、令和6年度第1回会津地方環境衛生組合議会臨時会議の報告をいたします。

日時、令和6年1月15日。場所、出席者はご覧のとおりでございます。

内容として、議案第1号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第2号として、令和5年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算。これ、この後の全員協議会でもありましたとおり、西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度が排出基準値を超えたために行った処理でございまして、西部クリーンセンターの委託料537万円の増。西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度排出基準超過に対する処置に伴う補正。

以上の議案が一括上程されて、議決されております。

それから、同日行われました全員協議会において、西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度排出基準超過に伴う勧告についての報告がございました。

内容として、西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度が排出基準値を超えたため、施設の改善と措置が完了するまでの施設の使用を停止する勧告を受けたという報告があって、それについて協議をいたしました。

協議の中で、以前、前回の衛生組合報告の中で、三瓶議員より質問されました、周辺の水質汚濁。それから大気汚染に繋がるような心配がないかというような確認をしましたところ、普通の一般の車の排出ガス規制のようなもので、特にその重大な大気汚染とか、水質汚濁に繋がるような事案でないということを確認してまいりました。

なお、この措置として、この会議の後、1月末に県の確認検査を受けまして、基準値内であったことから、1月31日より営業を再開しております。

続きまして、令和6年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会議。そして、2月28日に行なっております。場所、出席者はご覧のとおりでございます。

内容として、南会津地方環境衛生組合会計年度職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第4号 令和5年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算。この内容としましては、落雷によって被災した建物の保険金が入ったため、88万円の増額補正を行っております。

議案第5号 令和6年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算。内容としまして、歳入歳出それぞれ10億7,928万円。すみません、千円単位切り捨てております。昨年度より4,691万円の減。うち只見町負担金は1億4,107万円となっております。昨年度より530万円の減となっております。

以上の議案が一括上程されて議決しております。

当日行われました全員協議会において、先ほど南会津地方広域市町村圏組合からもお話がありました。広域市町村圏組合と環境衛生組合の統合についての協議がありました。

内容としまして、事務管理経費等の削減により、構成町村における負担金が軽減される等の理由により、令和7年4月1日を目途に統合したいという報告がございました。今後、各町村議会において組合のほうから、組合事務局のほうから説明がされるということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 報告は終わりました。

ただ今の報告に対しまして、何かお聞きしたいことはありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 今の統合の問題ですが、この統合の問題っていうのは、県のほう、あるいは国のほうからの要請によって統合ということになったのか。それとも、地元の、からの検討の結果、統合というようなことになったのか。その辺、わかったら説明をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） これは、今日の午後から、全員協議会において、その説明がされるということですので、私よりも、その説明員のほうからお伺いしたほうが確実かと思えます。

よろしいですか。

○11番（三瓶良一君） はい。了解。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前11時47分）